

新型コロナウイルス感染症予防に係る学内行動等ガイドライン

令和3年4月9日
県立保健医療大学

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、誰もが感染し、感染させる立場になる可能性があります。

特に、保健・医療を学んでいる皆さんには、現状を正しく認識し、よく考え、他の模範となるよう矜持を持って行動する必要があります。

その行動の指針となるよう、学内において注意すべき事項等について、以下のとおり示しますので、これらに従い適切に行動してください。

1 感染経路

新型コロナウイルスの感染経路には、以下のものがあり、それらに対応した感染防止対策が求められる。

(1) 飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳（せき）、喀痰、つば、等）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染。

※1 感染を注意すべき状況：屋内などで、互いの距離が十分に確保できない中で一定時間を過ごす状況。

※2 無症状の者からも感染し、症状が出現する3日前から他者への感染力を有すると考えられている。

(2) エアロゾル感染

閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても、唾液の飛散などで感染を拡大させるリスクがあることが報告されている。

(3) 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れるとウイルスが付着。未感染者がその部分に接触することにより、ウイルスが未感染者の手に付着し、その手で口、鼻、目を触った結果、それらの粘膜から感染。

※ 感染の可能性がある場所の例：ドアノブ、エレベーターや自販機などのボタン、PCキーボードなど。

2 学内での感染防止対策の基本的な考え方

(1) マスクの着用

- ・学内では、食事や水分補給の時以外は、必ずマスク（不織布）を着用する。（実習等で指示がある場合は除き、講義中の水分補給を可とする。）
- ・マスクを外しての会話は、一切しない。
- ・マスクは、鼻から顎までしっかりと覆い、正しく着用する。

(2) 身体的距離の確保

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・席に座る場合は、距離をとったうえで座る。
- ・会話をする時は、可能な限り真正面を避ける。

(3) 手指の洗浄・消毒

- ・屋外から屋内へ入る場合、多くの人に触れた可能性のある場所・機材等に触った場合や食事の前などは、必ず手洗い又は消毒液による消毒を行う。

(4) 換気

- ・常時又は時間を決めて窓や扉を開け、換気を行う。

3 学内施設における感染防止対策

(1) 学校出入口

- ・消毒液を設置しているので、必ず手指消毒を行うこと。
- ・正面玄関は、自動ドアのみを使用すること。（手動のドアは施錠）

(2) 1F中央ホール

- ・互いに身体的距離を確保するように注意すること。
- ・多数の人が往来する場所なので、大声で話をしたり、騒いだりしないこと。
- ・ベンチやソファについては、対面とならないよう、十分な距離を確保して配置すること。
- ・最低限のルールとして「着席禁止」の表示がある場所には座らないこと。
- ・ホールにてイベント等を開催する場合は、収容人数、配置及び換気等に十分配慮すること。
- ・食堂における密を避けるため、ホール内のベンチ及びテーブルでの飲食を認める。

(3) エレベーターホール、各階ホール

- ・最低限のルールとして「着席禁止」の表示がある場所には座らないこと。

(4) エレベーター

① 使用人数

- ・密閉空間となるため、基本的に1人で使用するようにし、最大3人までの利用とすること。
- ・複数の人が乗る場合は、十分に距離を確保し、一切会話をしないようにすること。

② 開閉、階数のボタンについて

- ・肘を使って押す等、極力素手で触らないよう工夫すること。
- ・仮にボタン等に触れた場合は、手洗い又は各階に設置してある消毒液による消毒を行い、手指の清潔を保つこと。

③ 使用が優先される方

以下の方が優先的に使用できるよう配慮すること。

- (ア) 身体的な理由（一時的な体調不良を含む）により、階段を使用しての移動が困難な方。
- (イ) 台車を利用して運ばなければならない程度の荷物のある方。

(5) 階段

- ・手すりは極力触らないようにすること。
- ・仮に手すりに触れた場合は、手洗い又は消毒液による消毒を行い、手指の清潔を保つこと。

(6) トイレ

- ・トイレ内では会話をしないこと。
- ・歯磨きの際の飛沫の拡散に十分注意すること。
- ・混んでいる場合は、廊下で待機すること。
- ・蓋のある便座の場合は、ウイルスの飛散を防ぐため、蓋を閉めた後に水を流すこと。
- ・用を済ませた後は、流水と石鹸でよく（30秒以上）手を洗うこと。
- ・備え付けのペーパータオルで手を拭く（ハンカチは使用しない）こと。
- ・他に使用者がいない場合は、節電のため、必ず消灯すること。この際、スイッチを素手で触れずに、手を拭いたペーパータオルを介して消灯すること。
- ・トイレは密閉空間のため、換気扇を常時作動させておく必要があるため、スイッチは切らないこと。
- ・トイレを出る際は、ペーパータオルを持った手で消灯後、ドアの取っ手を押して外に出るとともに手を拭いたペーパータオルはトイレの外のごみ箱に捨てること。

(7) 食堂

① 営業時間中（食事）

- ・食券購入：床に設置した「待機位置」の表示に従い、距離を保って順番を待つこと。
- ・手洗い：入室後、入口右側にある手洗所で手洗いすること。
- ・カウンター：前の人との距離を保ち、順番を待つこと。
- ・食事：対面にならないように座ること。

椅子を移動させないこと。（感染防止のためのレイアウトとなっていることに留意）

食事中は一切会話をしないこと（黙食）。食後に会話をする場合は、必ずマスクを着用すること。

席数を減らしているため、食事が終わったら速やかに席を空けること。

特に昼休みの前半に集中するため、混んでいる場合は時間をずらす等、工夫すること。

- ・退室：食器を返却した後、手洗所で手指を洗い退室すること。

② 営業時間外 (Wi-Fi利用、学習等)

- ・テーブル、椅子のレイアウトを変更せずに利用すること。
- ・打合せを行う場合も距離を保って行うよう工夫すること。

(8) 売店

- ・店内で他の人との距離を保つこと。
- ・レジ前では、前の人との距離を保ち順番を待つこと。なお、レジ前スペース・店内レイアウトの関係で、待機位置の表示を行っていないので、各自相手のことを考え、距離を保つようにすること。

(9) 更衣室

- ・更衣室内では会話をしない (必要最小限の会話にとどめる) こと。
- ・混んでいる場合は、廊下で待機すること。
- ・滞在時間は必要最小限とし、更衣が済み次第、速やかに退室すること。(新型コロナウイルス感染者とマスク着用無しで同一空間を15分以上共有した際には濃厚接触者になりうる場合がある。)
- ・退室後、必ず手洗い又は手指消毒を行うこと。
- ・私物の共同使用 (使い回し) は絶対に行わないこと。
- ・ロッカーは使用者が確実に施錠し、鍵を持って退室すること。なお、使用者が誰もいない時にドアを開放して換気を行う場合があり、その際の事故 (紛失・盗難等) については、大学は一切責任を負わないので留意すること。

(10) キャリアセンター

- ・構造上、換気 (外気導入) が行えないため、入室は3名までとすること。
- ・入室人数の制限に伴い、センター前廊下までは、資料の持ち出し (ソファでの閲覧) を認める。(室内で3名が利用している場合でも、資料の持ち出し・返却等、短時間の出入りは認める。)

(11) 図書館

- ・2時間に1回10分間程度換気を行う。(司書が実施)。
- ・閲覧・学習用の席 (椅子) の移動は行わないこと。
- ・貸出カウンターは「待機位置」の表示に従い、距離を保って順番を待つこと。

(12) 情報処理教室

- ・機材 (PC・プリンタ等) 使用前に必ず衛生管理 (キーボード、スイッチ等の清掃・消毒) を行うこと。
- ・他者との間隔を確保すること。(基本的に1台ずつ間隔をあけて座る形となっている)
- ・椅子の移動は行わないこと。
- ・退室後、直ちに手洗い又は手指消毒を行うこと。

(13) 体育館

- ・サークル活動を行う場合は、サークル活動ガイドラインに従って活動すること。
- ・玄関及び更衣室では、密にならないよう(9)更衣室の例に準じること。

4 授業における感染防止対策

(1) 授業 (座学)

- ・講義室及び講堂では、間隔を確保して授業を受けられるよう、使用できる席に番号が記載されたシールを貼り付けてあるので、必ずシールの貼ってある席に座ること。
- ・使用座席の表示を行っていない演習室等については、適宜距離を保ち、教員の指示に従うこと。
- ・最初に入室した者は、入口のドアを開放すること。
- ・授業開始前に窓を全開 (開けられない旨表示がある箇所を除く) にすること。
※ 外気温や天候等の関係で、常時窓を開けることが困難な場合は、講義の中間地点で換気を行う。
- ・授業後には、必要に応じて (実習や会話を行った場合等) 机の表面を清掃 (消毒) すること。なお、拭き取り清掃を行う場合は、必ず一方向に拭くようにし、往復では拭かないこと。以下、拭き取り清掃を行う場合は、全て同様。

(2) 学内実習

- ・換気等については座学と同様。
- ・不要な接触を回避するため、十分に間隔をあけて実習スペースを確保すること。

- ・必要に応じて「健康・行動記録票」を教員に提出し、健康状態の確認を受けること。
- ・感染防止のため、マスクのほか、眼鏡・ゴーグル等（眼球保護）を着用すること。
- ・会話する場合は対面にならないよう注意し、2m以上距離を置き、大きな声を出さないこと。
- ・使用した機械・器具等を消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液等で拭き取り清掃すること。
- ・授業終了後は、開放した窓を全て閉めるとともに、教室を出た後は、直ちに手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをを行うこと。

(3) 臨床実習

- ・実習参加に係る条件・遵守事項を担当教員に確認し、必要な準備を行うこと。
- ・実習中は、実習先の指示に従い行動すること。

5 日常生活における感染防止対策

(1) 健康管理

- ・毎日、「健康・行動記録票」に体温、健康状態、行動履歴等を記録すること。
- ・「感染拡大地域」との往来があった場合などにおいて、健康状態や行動履歴を確認するため、「健康・行動記録票」の提出を求められることがあるので、記載例を参考に適切に記録すること。

(2) 通学

- ・移動にあたっては、身体的距離の確保を十分に意識して行動すること。（自宅を出てから帰宅まで継続）。
- ・公共交通機関を利用する場合は、特に注意すること。
- ・新しい生活様式の行動例に準じて行動すること。

(3) アルバイト

- ・アルバイト先においても、「2 学内での感染防止対策の基本的な考え方」に従って行動すること。
- ・感染防止対策が十分でないと思われるアルバイトには従事しないこと。
- ・アルコールの提供を主とする飲食店でのアルバイトは、原則として自粛すること。

(4) 会食（ここで言う「会食」とは、「場所を問わず、同居の家族以外の人と一緒に食事をする」とを指す。）

- ・飲酒を伴う会食やカラオケは自粛すること。
- ・飲酒を伴わない会食でも少人数とし、県外からの人との会食は控え、いつもの安心できる人と短時間で行うこと。
- ・食事中は一切会話をしないこと（黙食）。食後に会話をする場合は、必ずマスクを着用すること。

(5) 情報収集

- ・感染の動向に常に関心を持ち、新聞、テレビ、インターネット等で最新の情報を収集すること。

6 その他

令和2年6月29日付け「新型コロナウイルス感染症予防に係る学内行動等ガイドライン」については、本件通知をもって廃止する。